

建設工事における事故防止のために

令和6年度

<事故発生時の連絡体制>

【 事故発生時の連絡体制 】

- ・ 工事現場において事故が発生した時には、休日・夜間問わず**直ちに発注者へ事故発生的事实を報告**してください。
- ・ 休日・夜間に作業を行う時は、事前に**「事故発生時連絡者届」及び「休日・夜間作業届」を監督員に提出するとともに、発注者の緊急連絡先を監督員に確認**してください。

①事故発生時連絡者届出書

事故発生時連絡者届出書			
令和 年 月 日			
(発注者) 殿			
代表者 住 所 商号又は名称 代 表 者			
1	工事(業務)名等	R 4 〇〇	〇〇〇〇〇〇工事
2	路 線 名 等	〇〇〇〇線	
3	工事(業務)箇所	〇〇市〇〇	
上記工事の休日・夜間等における事故発生時の連絡者について、次のとおり届け出します。 なお、連絡者に変更が生じた場合には、遅滞なく届け出します。			
	連絡する者の所属・役職	連絡する者の名前	電話番号
1			
2			
3			
※ 3名まで届け出可			
< 遵守事項 >			
① 公用携帯電話への発信は、県の休日・時間外に不測の事態が現場で発生した時に限ること。			
② 届け出た3人以外には、公用携帯電話の番号を知らせないこと。			
③ 携帯電話等へ登録した公用携帯電話の番号は、工事又は業務が完了次第（下請負者の主任技術者等にとっては、該当作業が完了次第）速やかに削除すること。			

②休日・夜間作業届

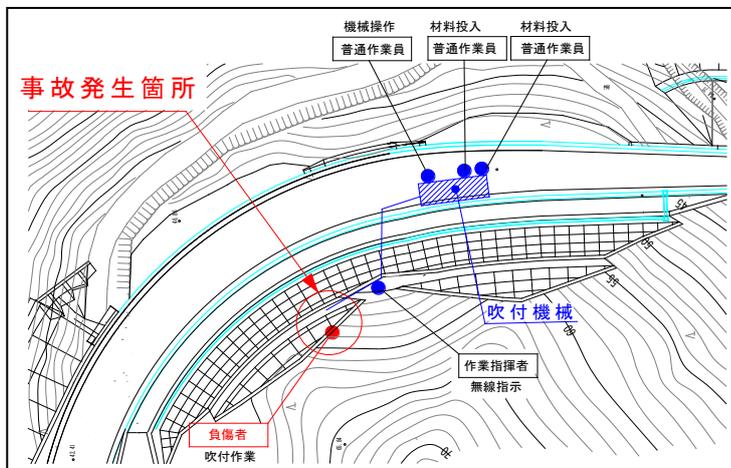
休日・夜間作業届				
工事名			受注者名	
提出年月日	受注者確認欄(押印省略)			備考
	現場代理人	監理(主任)技術者		
共通仕様書第1編1-1-1-45第2項に基づき、提出します。				
作業内容		区分	作業年月日	備考
作業工種	作業場所			
確認年月日	発注者確認欄(押印省略)			備考
	主任監督員	現場監督員		

<近年の事故事例>

建設工事事故事例

工事の分野	道路工事	工事の種類	土木一式
事故種類	労働災害	事故分類	墜落・転落
被災の程度	脳震盪、頸椎捻挫(全治2週間)		

【事故概要】



吹付砕工の工事現場において、枠内吹付作業をしようとしたところ、アンカーが設置できていない親網を誤って使用し、さらに、補助ロープ(ライフライン)も設置していなかったため、作業員が法枠の小段部に転落(高さ4.2m(SL=4.9m))した。

【状況写真】



【事故発生原因】

- ①人的要因
 - ・作業開始前の安全装置の設置状況の確認が不十分であった。
- ②設備的要因
 - ・設置途中の親網が放置されていた。
 - ・ライフラインの取付位置が不適切であった。
 - ・ライフラインを使用していなかった。
- ③作業的要因
 - ・共同作業による相互の安全確認が不十分であった。
- ④管理的要因
 - ・作業開始前点検が実施されていない。
 - ・作業中の監督、指示が実施されていない。

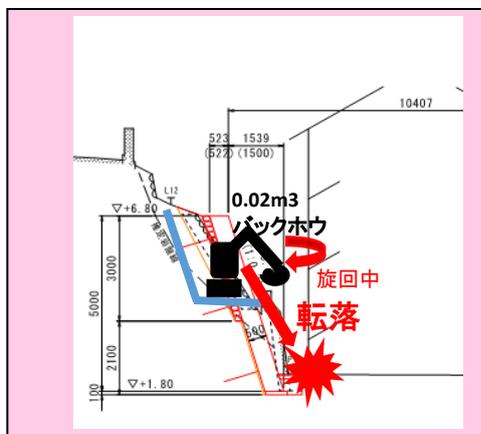
【事故防止のポイント】

- ①人的要因
 - ・作業開始前に安全パトロールを実施する
 - ・作業開始前に安全装置の設置状況と動作確認を徹底する。
- ②設備的要因
 - ・使用不可のロープは巻き取って所定の場所に置き、分かるように明示する。
 - ・安全装置の適正配置の確認を徹底する。
 - ・安全装置の使用を徹底する。
- ③作業的要因
 - ・相互の安全確認のため、共同作業どうして声かけを行う。
- ④管理的要因
 - ・作業開始前点検はチェックリストを用いて確実に実施する。
 - ・作業中の監督、指示を適切に行う。
 - ・安全行動標識を増やしたり、作業の危険性について洗い出しを行い、安全行動を心掛けさせる。

建設工事事故事例

工事の分野	急傾斜地崩壊防止工事	工事の種類	土木一式
事故種類	労働災害	事故分類	建設機械等の転落・下敷・接触・衝突等
被災の程度	右大腿骨骨折(全治3ヶ月)		

【事故概要】



足場の悪い高所・狭小な現場において、斜面をバックホウ(0.02m³)で掘削中、旋回と同時にバランスを崩し転倒・落下した。
落下時バックホウの排土板とゴムキャタピラの隙間に作業員の大腿部が挟まれ負傷(骨折)した。

【状況写真】



【事故発生原因】

- ・超小型バックホウの機械特性に対する知識・経験が不足していたため。
- ・不安定で足場の悪い狭小現場であった上、容量を超える石を積み旋回したため。
- ・現場の危険性を認識していたものの、施工方法の検討が不十分なまま実施したため。
- ・事故発生時は、他者による監視の無い単独作業であったことから危険察知が出来なかったため。

【事故防止のポイント】

- ・重機災害防止資料を用いた安全教育(重機の特長や性能の把握、事故事例)を実施。
- ・段階毎に整地を確認する等、安全確保のルール化。
- ・事前に施工方法を十分検討し、危険作業については、危険察知出来る監視役を配置し、複数人で実施する等管理を徹底。

建設工事事故事例

工事の分野	電気工事	工事の種類	電気
事故種類	物損公衆災害	事故分類	その他
被災の程度	上水道給水管破損(1軒が断水)		

【事故概要】



道路照明灯基礎工事のため、掘削中に既存水道管を破損し、1軒が断水となった。

【状況写真】



【事故発生原因】

- ・ 埋設物があると想定せず、水道管理者に事前確認が出来ていなかった。

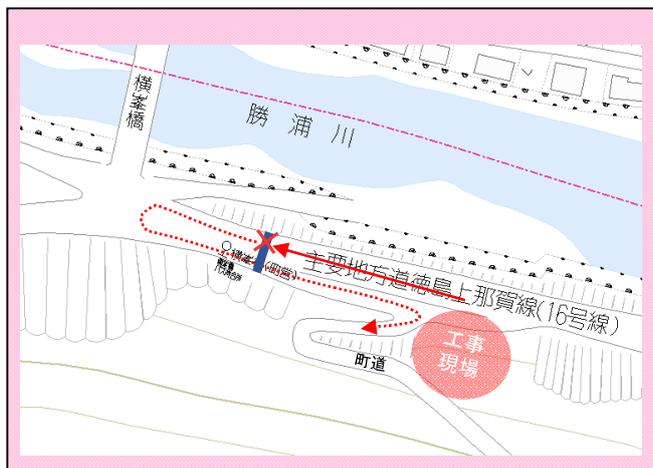
【事故防止のポイント】

- ・ 埋設の可能性のある物件の事前確認を確実にを行う。

建設工事事故事例

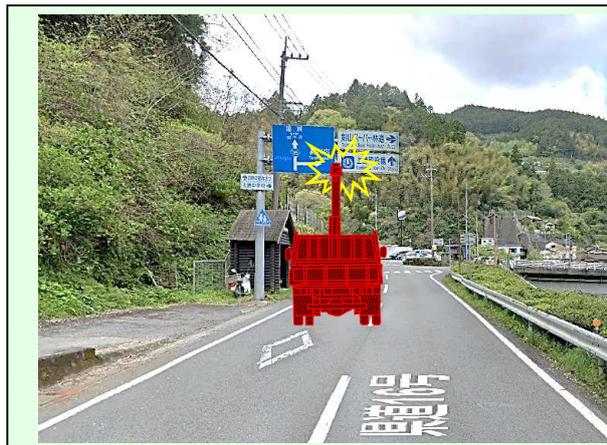
工事の分野	道路工事	工事の種類	土木一式
事故種類	物損公衆災害	事故分類	クレーン等の転落・下敷・接触・衝突等
被災の程度	道路標識を損傷		

【事故概要】



現場上部の町道へ資材を運ぶ際、ユニック車のブームを格納しないまま走行してしまい県道の道路標識に接触した。

【状況写真】



【事故発生原因】

- ・上空施設への接触事故防止装置付き車両を使用していなかった。
- ・ブームが格納されているか車両の走行開始前に確認できていなかった。
- ・接触事故防止装置付き車両の使用が原則化されていないことを把握しておらず、未装備の車両の使用を続けていた。

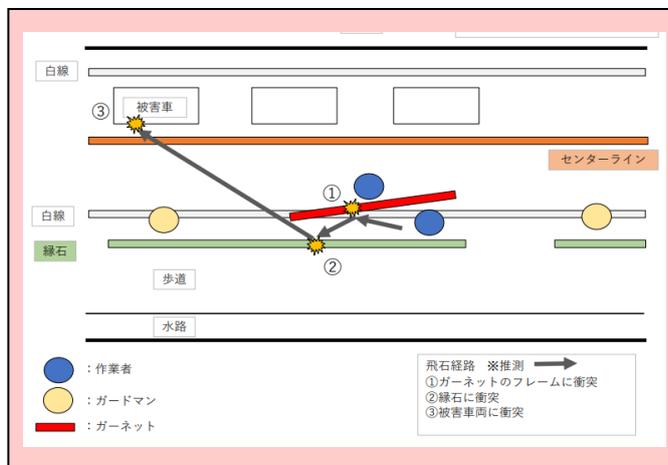
【事故防止のポイント】

- ・接触事故防止装置付きの車両を使用する。
- ・適切な人員配置を行い、運転手とは別に監視員を設置する。
- ・作業前・作業後には目視・点呼を行い、安全を確認した上で、次の動作に移るよう徹底する。
- ・車両の現場入場時、現場代理人等が安全装置の有無を確認し、問題のある車両は現場で使用させないようにする。
- ・作業内容についてのKY活動を実施し、現場内で事故のおそれがある場所を予測・確認するなどして、作業時の注意事項を作業員間で共有する。

建設工事事故事例

工事の分野	除草業務	工事の種類	その他
事故種類	物損公衆災害	事故分類	除草作業中の石跳ね
被災の程度	除草作業中の飛び石による通行車両の窓ガラス破損		

【事故概要】



肩掛式の草刈機が跳ねた小石が対向車線側の車道で信号待ちしていた普通乗用車の後部ガラスにあたり破損させた。

【状況写真】



【事故発生原因】

- ・防護ネットの草刈機への間隔及び追従が不十分であった。
- ・事故の危険性を予知ができたにもかかわらず、注意を払うべき状況における適切な指示が出来なかった。

【事故防止のポイント】

- ・防護ネットを持つ者は草刈機の動きを注視し、追従に隙が生じないように細心の注意を払う。
- ・現場責任者は常に現場状況を把握し、近接に車両が停止している時など特に注意が必要な状況にあつては、一旦作業を止めるなど、適切な対応を指示し飛散防止対策を徹底させる。
- ・現場に応じた多角的な危険予知を行い、作業に従事する全員が手順や役割等を確認することで事故防止対策を行う。

<事故防止に向けた取組み>

①受注者に対する注意喚起

- ・契約時に受注者へ事故防止啓発の「チラシ」を配付。

工事を受注された皆様へ

工事事故の根絶に向けて！

県発注工事で事故が増加しています。特に、**墜落・転落、地下埋設物関係等の事故**が多く発生しています。

安全訓練、新規入場者教育を実施する際には、このチラシを用いて、**全ての作業員に周知し、事故防止に努めてください。**

令和5年度 事故発生事例

	事故概要	発生原因
1	墜落・転落 吹付砕工の工事現場において、枠内吹付作業をしようとしたところ、アンカーが設置できていない親綱を誤って使用し、さらに、補助ロープ（ライフライン）も設置していなかったため、作業員が法枠の小段部に転落（高さ4.2m）した。	・作業開始前の安全装置の設置状況の確認が不十分であった。 ・設置途中の親綱が放置されていた。 ・ライフラインの取付位置が不適切であった。 ・ライフラインを使用していなかった。 ・共同作業者による相互の安全確認が不十分であった。 ・作業開始前点検が実施されていない。 ・作業中の監督、指示が実施されていない。
2	その他（労災） 足場の悪い高所・狭小な現場において、斜面をバックホウ（0.02m ³ ）で掘削中、旋回と同時にバランスを崩し転倒・落下した。落下時バックホウの排土板とゴムキャタピラの隙間に作業員の大腿部が挟まれ負傷（骨折）した。	・超小型バックホウの機械特性に対する知識・経験が不足していたため。 ・不安定で足場の悪い狭小現場であった上、容量を超える石を積み旋回したため。 ・現場の危険性を認識していたものの、施工方法の検討が不十分なまま実施したため。 ・事故発生時は、他者による監視の無い単独作業であったことから危険察知が出来なかったため。
3	地下埋設物 道路照明灯基礎工事のため、掘削中に既存水道管を破損し、1軒が断水となった。	・埋設物があると想定せず、水道管理者に事前確認が出来ていなかった。
4	上空施設 現場上部の町道へ資材を運ぶ際、ユニック車のブームを格納しないまま走行してしまい県道の道路標識に接触した。	・上空施設への接触事故防止装置付き車両を使用していなかった。 ・ブームが格納されているか車両の走行開始前に確認できていなかった。 ・接触事故防止装置付き車両の使用が原則化されていることを把握しておらず、未装備の車両の使用を続けていた。
5	除草中の石跳ね 肩掛式の草刈機が跳ねた小石が対向車線側の車道で信号待ちしていた普通乗用車の後部ガラスにあたり破損させた。	・防護ネットの草刈機への間隔及び追従が不十分であった。 ・事故の危険性を予知ができたにもかかわらず、注意を払うべき状況における適切な指示が出来なかった。

工事事故防止のために

- ・ **高さが2m以上の箇所**で作業を行う場合は、「**墜落防止チェックシート**」による日常点検を実施してください。
- ・ 輸送経路、残土処理場等も含めた**工事箇所全体**の支障物件について、「**支障物件確認書**」により管理者の確認を受け、監督員に報告してください。
- ・ 地下埋設物が予想される場所では、原則**試掘**を行うと共に占有者等と緊密な情報交換に努め、**当該埋設物の位置、構造等**を確認してください。
- ・ 休日・夜間に作業を行う時は、事前に「**休日・夜間作業届**」を監督員に提出するとともに、**発注者の緊急連絡先**を監督員に確認してください。

除草業務を受注された皆様へ

除草現場において、草刈機が小石を跳ねとばし、一般車両に損害を与える事故が毎年発生しております。

除草作業を実施する際には、このチラシを用いて**すべての作業員に周知**し、事故防止に努めてください。

事故の主な発生原因

- ・ 防護材による飛散防止対策が講じられていなかった。
- ・ 防護材を使用していたが、**防護材の幅が狭かったり、防護材と草刈機の距離が離れたり**し、飛散防止が十分できていなかった。
- ・ **防護材を使用しているという安心感から油断が生じた。**
- ・ 事故の危険性を予知できたにもかかわらず、**これまで事故が発生しなかったため、油断が生じた。**
- ・ 作業手順の確認や防護材等の点検が徹底できていなかった。

事故防止のための対策

●作業前

- ・ 作業員に対し、**飛散防止対策を徹底**させる。
- ・ 石、空き缶等はできる限り事前に撤去する。
- ・ **除草範囲の近辺に車輛があれば、依頼して事前に移動**してもらう。
- ・ **障害物の位置を確認**し、目印を設置する等の対策を実施する。
- ・ 作業員、監視員及び交通誘導員の間で**作業手順、役割等を確認**する。
- ・ 草刈機の操作方法を確認する。

●作業中

- ・ ヘルメット、防護メガネ、手袋、安全ベスト等を着用する。
 - ・ 飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下のいずれかの飛散防止対策を実施する。
- 特記仕様書
記載事項
- ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
 - ②飛散防止用ネット等の防護材を使用（推奨寸法：幅2.7m、高さ1.8m程度）
 - ・ 草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。
 - ・ 歩道の縁石際など、草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、飛散を防止するのに十分な高さや幅を有する防護材を使用する。
- ・ 障害物に損傷を与えないよう、間際は慎重に作業する(手刈り等)。
 - ・ 注意力が散漫とならないよう、特に夏場は適切に休憩を取り、水分補給を行う。
また、作業は長時間行わない。

②受注者による墜落・転落事故への取組

- ・高さが2m以上の箇所での作業に対し、「墜落防止チェックシート」による点検の義務づけ。
- ・墜落防止チェックシートの様式を変更 (R6.5.1入札公告または指名通知を行う土木工事等から適用)

墜落防止チェックシート

チェック項目	項目(結果 良い○ 悪い× 該当しないー)	日時	日時	日時	日時	日時
		/	/	/	/	/
		点検者	点検者	点検者	点検者	点検者
作業開始時 (毎回)	作業実施が危険な天候でないか。					
	作業従事者の服装、安全装備(安全帯等)は適切か。					
足場の設置 (高さ2m以上の足場 を設置する場合)	①足場を組み立てる等により作業床を設けているか。また、作業床の幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm以下、床材と建地との隙間は12cm未満となっているか。※注1					
	②作業床端部、開口部等には、足場の種類に応じて、次の足場用墜落防止設備を設置しているか。 【枠組足場】 「交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の棧若しくは高さ15cm以上の幅木」または「手すりわく」 【枠組足場以外の足場(単管足場等)】 高さ85cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下の棧					
	③作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合または作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、次の措置を講じているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設けているか、または防網を張っているか。 ・上記の措置を講じる箇所への関係労働者以外の者の立入を禁止しているか。 ・臨時に取り外した設備は、作業終了後、直ちに元の状態に戻しているか。					
	④作業床(足場)の設置が困難な場合 防網を張り、安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設置しているか。					
足場組立・ 解体作業時	足場の組立て等の作業に従事する者は、特別教育を受けているか。					
	技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しているか。※注2					
	足場の組立て等作業主任者は安全帯等及び保護帽の使用状況を監視しているか。※注2					
	足場の設置は手すり先行工法による施工か。 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業では、次の措置を講じているか。※注3 ・幅40cm以上の作業床を設けているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設け、労働者に安全帯を使用させているか。					
足場上での作業時 (毎回)	通路面は、つまづき、滑り、踏み抜き等の危険のない状態が保たれているか。					
	作業床及び囲い等の設置が困難なとき(「足場の設置」における③及び④該当時)は、安全帯を使用させているか。 安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)の点検を実施したか。					
昇降設備の 設置	高さが1.5mを超える箇所で行う場合は、安全な昇降装置を設けているか。					

高さが2m以上の箇所で行う場合は、このチェックシートに作業日毎に記載し、保管すること。

結果が「×」となった場合については、別紙【「×」の場合にとった措置記載様式】に記載し、保管すること。

監督員より請求のあったときは、直ちに提示すること。

このチェックシートは重要な項目について抽出したものである(全て労働安全衛生規則または共通仕様書での規定事項)。

※注1 はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、H27.7.1時点で現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限る。「床材と建地との隙間は12cm未満」は適用しない。

※注2 つり足場、張り出し足場または高さ5m以上の足場の場合に適用する。

※注3 つり足場、張り出し足場または高さ2m以上の足場の場合に適用する。

②受注者による墜落・転落事故への取組

- ・「×」の場合にとった措置記載様式(墜落防止チェックシート附属資料)
- ・墜落防止チェックシートの附属資料を新規追加(R6.5.1入札公告または指名通知を行う土木工事等から適用)

「×」の場合にとった措置記載様式(墜落防止チェックシート附属資料)

	記載日時 / / :
	記載者
項目	「×」となった項目に対してとった措置を記載
作業実施が危険な天候でないか。	
作業従事者の服装、安全装備(安全帯等)は適切か。	
①足場を組み立てる等により作業床を設けているか。また、作業床の幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm以下、床材と建地との隙間は12cm未満となっているか。※注1	
②作業床端部、開口部等には、足場の種類に応じて、次の足場用墜落防止設備を設置しているか。 【桝組足場】 「交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の棧若しくは高さ15cm以上の幅木」または「手すりわく」 【桝組足場以外の足場(単管足場等)】 高さ85cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下の棧	
③作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合または作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、次の措置を講じているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設けているか、または防網を張っているか。 ・上記の措置を講じる箇所への関係労働者以外の者の立入を禁止しているか。 ・臨時に取り外した設備は、作業終了後、直ちに元の状態に戻しているか。	
④作業床(足場)の設置が困難な場合 防網を張り、安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設置しているか。	
足場の組立て等の作業に従事する者は、特別教育を受けているか。	
技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しているか。	
足場の組立て等作業主任者は安全帯等及び保護帽の使用状況を監視しているか。	
足場の設置は手すり先行工法による施工か。	
足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業では、次の措置を講じているか。 ・幅40cm以上の作業床を設けているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設け、労働者に安全帯を使用させているか。	
通路面は、つまづき、滑り、踏み抜き等の危険のない状態が保たれているか。	
作業床及び囲い等の設置が困難なとき(「足場の設置」における③及び④該当時)は、安全帯を使用させているか。	
安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)の点検を実施したか。	
高さが1.5mを超える箇所で作業を行う場合は、安全な昇降装置を設けているか。	

墜落防止チェックシートにおいて、チェック結果が「×」となった場合については、この様式に記載し、保管すること。
監督員より請求のあったときは、直ちに提示すること。

③受注者による「架空線の切断」及び「地下埋設物の破損等」の防止に向けた取組

- ・すべての工事において、「支障物件確認書」による確認の義務づけ。
- ・支障物件確認書の様式を変更 (R6.4.1入札公告または指名通知を行う土木工事等から適用)

総括監督員	主任監督員	現場監督員

支障物件確認書(現場着手時)

下記工事を施工するので、支障物件について確認をお願いします。

○照会元記入

受注者名：
主任(監理)技術者名： (TEL: - -)
(FAX: - -)

①工事名：
②路線名：
③施工場所： (添付図:位置図・平面図)
④施工時期： 令和 年 月 日～令和 年 月 日

○照会先記入

占有物件管理者	支障物件の確認	特記事項 (試掘・立会・保護等の要否)
道路管理者	支障物の名称： 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日： 令和 年 月 日	有・無
上水道	支障物の名称： 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日： 令和 年 月 日	有・無
下水道	支障物の名称： 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日： 令和 年 月 日	有・無
電力	支障物の名称： 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日： 令和 年 月 日	有・無
通信事業者	支障物の名称： 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日： 令和 年 月 日	有・無
ガス	支障物の名称： 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日： 令和 年 月 日	有・無
公安委員会	支障物の名称： 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日： 令和 年 月 日	有・無
	支障物の名称： 所属： 確認者： (TEL: - -) 確認日： 令和 年 月 日	有・無

注) 1. 受注者が現場着手前に作成し、監督員へ提出すること。
2. 支障物件の確認: 占有物件管理者として、施工区間(場所)が、既占有物件に影響を与えるか否かが明確にすること。
3. 支障物の名称: 既占有物件である管路または、マンホール等と明記すること。(深度・条数・個数等は省略)
4. 確認者: 確認を行った者の所属・氏名および連絡先を明記すること。
5. 特記事項: 占有物件管理者として、施工者に対して要請(要望)等すべき事項を明記すること。
6. 占有物件管理者: 占有物件管理者は必要に応じて追加・変更すること。
7. 施工箇所及び範囲の変更・追加が生じた場合、その都度確認し作成すること。

④発注者の取組

- ・事故防止対策の指導を強化するため、「**建設工事事故チェックリスト**」による点検を実施。
- ・チェックリストを用いた確認を徹底するため、「**一斉点検デー**」を設け、毎月一斉点検を実施。

建設工事事故防止チェックリスト(工事施工中)

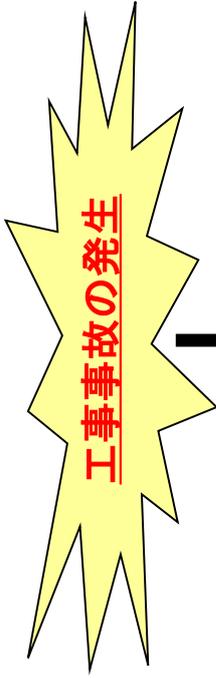
令和〇年〇月〇日

〇〇総合県民局 県土整備部<〇〇庁舎>

工事名		路線名	
受注者		工事箇所	

チェック項目	細目	共通仕様書等	点検項目	良否	
共通(すべての現場で点検を実施)	1 工事の安全管理体制	(1)緊急時の連絡先	共1-1-45	緊急時(事故発生時等)の連絡先を把握しているか。	
		(2)休日・夜間の作業		休日・夜間に作業を行う場合は、事前に休日・夜間作業届けを提出しているか。	
		(3)隣接工事の連絡調整	共1-1-35	工事現場が隣接している場合には、工事関係者連絡会議を組織しているか。	
		(4)作業内容の周知		作業内容が従事者に周知され、且つ適正な人員が配置されているか。	
		(5)作業間の連絡及び調整	安衛則636	作業間の連絡及び調整について元請と関係請負人相互は連絡調整を行っているか。	
		(6)作業巡視	安衛則637	元請は、毎作業日に少なくとも1回、作業場所の巡視を行っているか。	
		(7)資機材の確保	共1-1-32	資機材が確保され、且つ整理整頓されているか。	
		※(8)作業主任者の選任	安衛則359等 安衛則565等	作業主任者の選任が必要な作業では、適切な作業主任者を選任しているか。(足場、地山掘削、土止め支保工、型枠支保工等)有資格者の確認。	
		※(9)作業主任者の配置	安衛則360等	作業主任者は、作業の直接指揮、保護具の使用状況を監視しているか。	
		※(10)災害防止協議会の設置(50人以上の事業所)	安衛則635	関係請負人(下請)が入場している場合、元請及びすべての関係人が参加する災害防止協議会を定期的に開催しているか。	
		※(11)安全教育・安全訓練の実施	安衛則23	半日/月以上、確実に且つ有効に開催されていて、記録があるか。	
		※(12)新規入場者教育	安衛則35	安全衛生のため必要事項について、確実にかつ有効に実施されているか。	
2 保安施設の整備状況	(1)保安施設	共1-1-41	保安柵、保安灯、照明灯の設置、使用方法は適切か。また、工事現場が一般区域と分離され、工事関係者以外に対して必要な防護措置がなされているか。		
	(2)地下埋設物の確認	特記仕様書	地下埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を試掘により確認しているか。		
	(3)在来施設の防護措置	共1-1-35	上空施設、地下埋設物並びに地下工作物等の防護方法は適切か。また、必要に応じて赤旗等の目印が設置されているか。		
	(3)交通対策	共1-1-41	交通整理人の確保及び適正配置はなされているか。 交通規制標識、警戒標識、迂回指導板等が適正に配置されているか。 供用中の道路の上空に係る工事の施工(橋梁やのり面上での作業)に当たっては、道路上に工事用資材等が落下しないように適切な措置が講じられているか。 段差等のすり付けは適切で危険でないか。		
3 法令遵守等	(1)法令遵守	共1-1-43	道路使用許可条件等関係法規を遵守して施工しているか。		
	(2)環境配慮義務	共1-1-39	騒音、振動に対する配慮がされているか。		
4 掘削作業における危険防止	(1)作業前点検	安衛則358	掘削前に点検者を指名し、作業箇所及び周辺の地山について、浮き石、亀裂等の有無を点検しているか。		
	(2)掘削勾配	安衛則356	地山の種類に応じた掘削勾配となっているか。		
選択(各発注機関で定めたテーマを中心に月1回程度実施)	5 墜落・転落災害防止	(1)墜落防止チェックシート	現場説明書	高さが2m以上の箇所で行う場合は、作業日毎に「墜落防止チェックシート」により点検を実施し、その記録が保管されているか。また、不備があった場合、適切な措置が講じられているか。	
		6 車両系建設機械の災害防止	(1)作業開始前点検	安衛則170	その日の作業開始前にブレーキ及びクラッチの機能について点検しているか。
	(2)定期自主検査		安衛則167	車両系建設機械は1年以内に自主検査(特定自主検査)を行い、検査標章を貼付けているか。	
	(3)用途以外の使用制限		安衛則164	車両系建設機械で、荷のつり上げ等の用途外使用をしていないか。 クレーン仕様のものを使用している時は、クレーンモードにしているか。	
	(4)運転位置から離れる場合の措置		安衛則160	車両系建設機械の運転席から離れる時は、原動機を止め、バケット等の作業装置を地上に降ろしているか。	
	(5)転落等の防止	安衛則163 安衛則157	路肩、傾斜地、車両系建設機械の転倒又は転落の危険がある場合、誘導員を配置し、誘導させているか。吊り荷重の表示はあるか。		
※(6)接触の防止	安衛則158	車両系建設機械に接触するおそれがある箇所に作業員を立ち入らせていないか。立ち入らせる時は、誘導員を配置し、誘導させているか。			
7 クレーンの災害防止	(1)外れ止め装置	766-3 764	移動式クレーンのフックの外れ止め装置が取り付けられているか。外れ止め装置のパネは有効に保持されているか。誘導員を配置し、誘導させているか。		
	(2)転倒防止	769	クレーン作業の吊り荷重は制限荷重内で行われているか。巻過防止装置が取り付けられているか。		
	(3)吊り荷の落下	729	荷揚げ機械におけるワイヤーロープの玉掛けは適正か。また、つり荷の下へ作業員を立ち入らせていないか。		
8 輸送経路等における公衆災害の防止	(1)上空施設への接触事故防止	特記仕様書	重機回送時の高さを走行前に確認しているか。		
		特記仕様書	移動式クレーンのブームの格納を走行前に確認しているか。		
		特記仕様書	ダンプトラックの荷台の下ろしを走行前に確認しているか。		
9 その他					
指示事項					
	点検者職氏名(監督員)		立会者氏名(受注者)		

事故を起こした場合のペナルティー(イメージ)



重大なもの

軽微なもの

◆入札参加資格停止

【対象範囲】
県内全域
【期間】
〇ヶ月

◆入札参加資格制限等

・公衆災害
【対象範囲】
東部県土整備局または
各総合県民局県土整備部管内
【制限回数】
※最大4回

・労働災害

【対象範囲】
当該庁舎管内
【制限回数】
※最大3回

※事故の再発(過去2か年度以内)、
事故隠し又は低入工事等については、
加算措置有

+

◆工事成績の減点

・入札参加資格停止 6ヶ月以上	-20点
・入札参加資格停止 4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点
・入札参加資格停止 2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点
・入札参加資格停止 1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点
・入札参加資格制限又は指名不選定	-8点
・文書注意、又は文書による改善命令	-5点
・文書注意以上の処分がなかった場合	-3点

◆各種表彰の欠格